

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第24号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

令和7年10月12日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 倉形 政 宏

（別紙省略）